

## Ⅶ 「リース事業者」の申請について

### 1 始めに

#### ■リース事業者の皆様へ

申請者及び助成金の支払先は、原則「リース事業者」です。ただし、再エネ導入による増額申請を行う場合は、申請者および助成金の支払先は「エンドユーザー(貸与先)」となります。リース契約を締結する際は、増額申請するかご確認をお願いします。

リース事業者が申請者となる場合は、エンドユーザーに助成金の利益が還元されるよう、リース料金から助成金相当分を減額している必要があります。ここでいう助成金には、本事業以外のもの(国補助やその他の助成金)も含まれます。一括還元は原則、認めておりません。

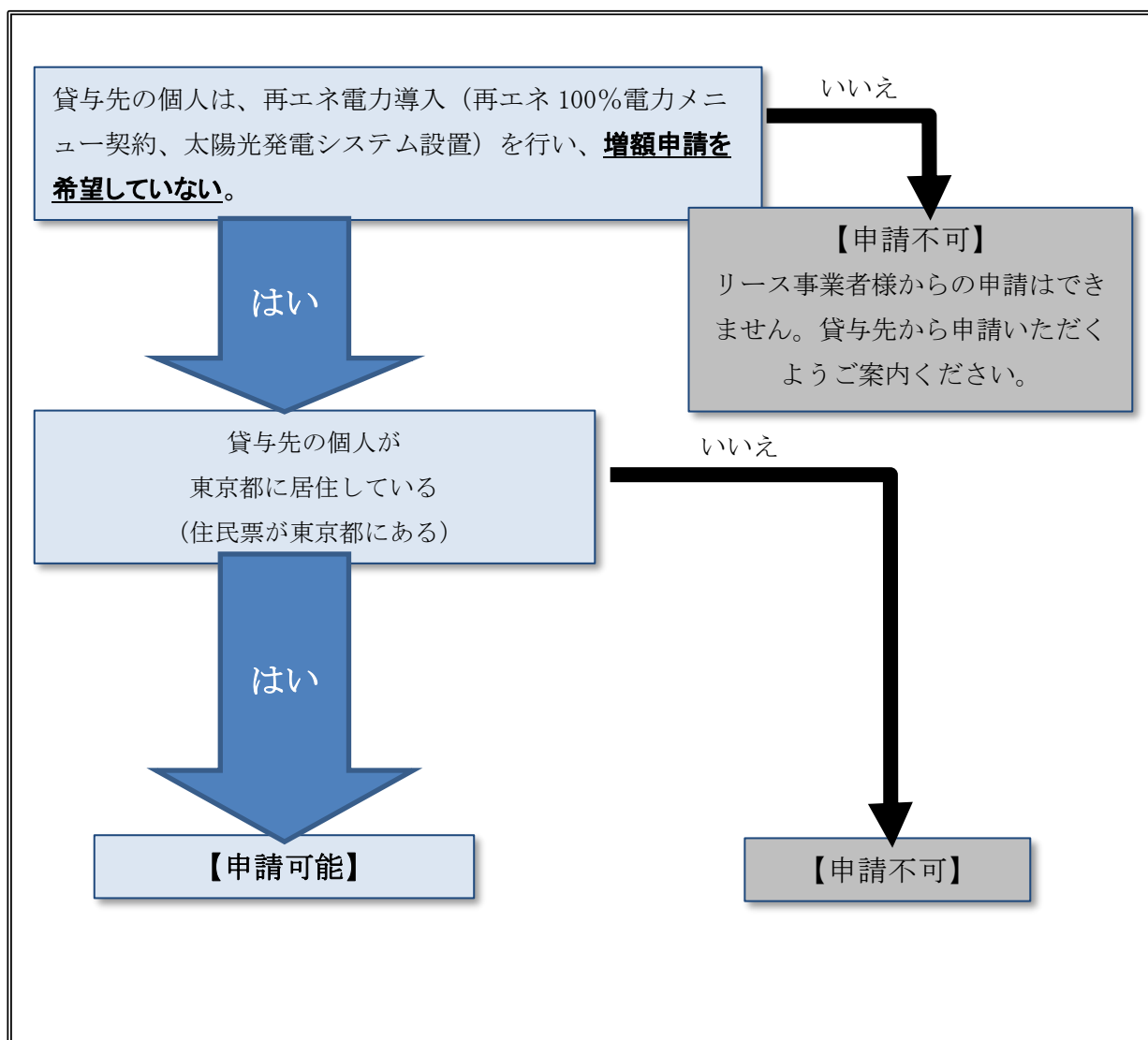
再エネ電力導入による増額申請をすることから、エンドユーザーが申請者となる場合は、減額の必要はありませんが、リース事業者の方はエンドユーザーの方に対し、助成金申請の手続のご協力をお願いします。

助成金申請時点で、リース契約期間が処分制限期間より短い場合、助成金交付後、処分制限期間中にリースを途中解約することになった場合、下表のと通りの扱いとなります。

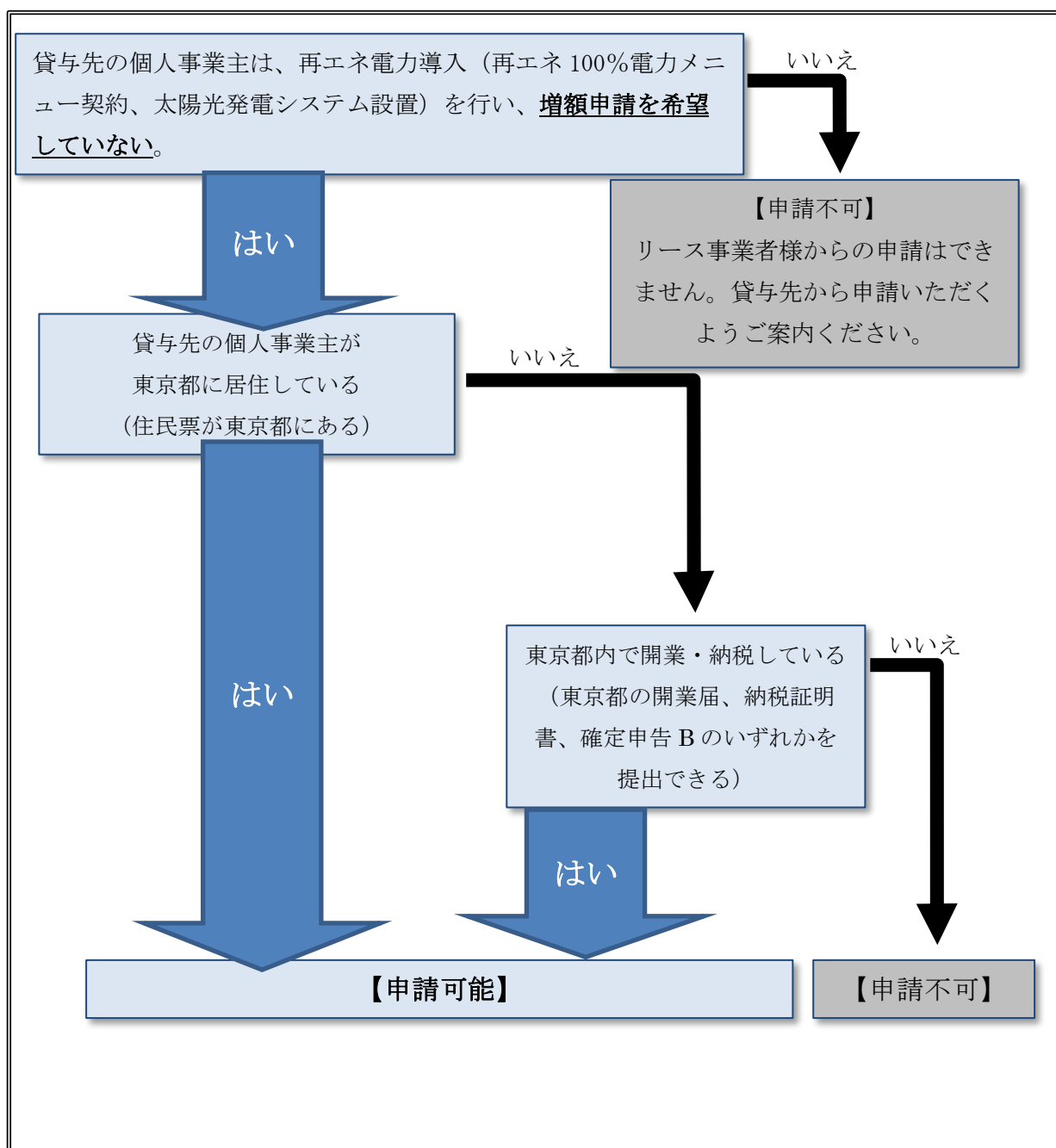
リース契約満了後の予定	助成金申請時点における申請の可否	交付決定後における途中解約
リース事業者が車両保管する	申請不可	返納金あり
当初貸与先に再リースする	事前にご相談ください。	「変更届出書」を提出
新たな貸与先に中古リースする	事前にご相談ください。	・新たな貸与先が本要綱の規定に合致している場合…返納金免除 免除された金額を新たな貸与先に還元されるよう、中古リース料金を減額したうえで、そのことを証明した「貸与料金の算定根拠明細書」及び「再締結したリース契約書」を提出すること。 ・上記以外…返納金あり
当初貸与先に売却する	申請不可	返納金あり
当初貸与先以外に売却する	申請不可	返納金あり
未定	申請不可	—

## 2 申請可否フローチャート

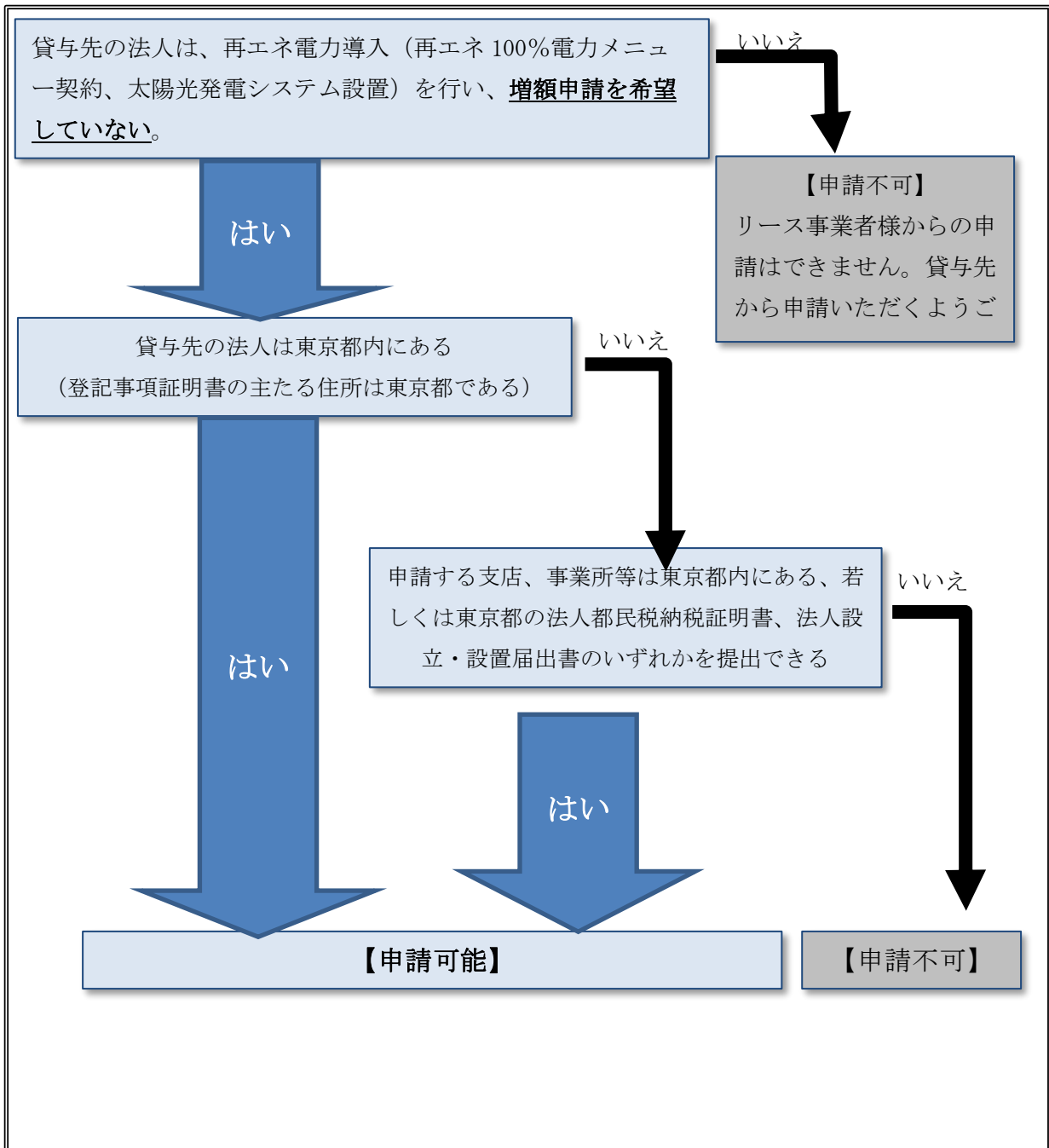
### (1) 貸与先=個人



(2) 貸与先＝個人事業主



(3) 貸与先=法人



### 3 必要書類

#### ア お手元にご用意するもの 【 全申請共通 】

以下の書類をお手元にご用意ください。不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。

**また、修正や書類提出の連絡に対して30日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とさせていただきます場合がございます。ご注意ください。**

各書類は審査で必要となるため、記載事項が指定されています。まずは書類一覧を表示し、記載事項の詳細については、一覧の次に記載します。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

#### 《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 車名及び購入価格の確認書類 (請求書又は注文書のコピーなど、車名及び車両本体価格がわかること。)	5MB
	(2) 車両代金の支払いを確認する書類 ⇒申請者が支払いを行い、売主が受領したことがわかる書類を提出 (領収書やローン、クレジット契約書のコピーなど車両本体価格の領収がわかること。)	5MB
	(3) 申請車両を確認する書類 (自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー)	5MB
	(4) 住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー (申請者のもの)	5MB
	(5) リース契約書 (借主 (申請者) 及び貸与元双方の印があるもの)	5MB
	(6) 貸与先の誓約書 (第2号様式)	5MB
	(7) 貸与料金の算定根拠明細書	5MB

#### ■ 貸与先分

✓	書 類
個人	(8) 住民票又は印鑑証明書のコピー ・算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること
個人事業主	《個人事業主の場合》 都外在住の場合、次のいずれかご用意ください ・(原則) 納税証明書 ・(上記が提出できない場合) 開業届若しくは確定申告B
法人	(9) 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のコピー 登記事項証明書に都内事業所等の記載がない場合、次のいずれか ・(原則) 法人都民税納税証明書 ・(上記が提出できない場合) 法人設立・設置届出書
	上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他会社が必要と認める書類として提出を求めます。

※ 貸与先が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください (お問い合わせフォームをご活用ください)。

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(《記載事項の詳細》)

(1) 車名及び購入価格の確認書類

**確認事項：申請者との契約の有無、対象車種かどうか、助成対象経費（本体価格）**

- ① 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等の書類で、**申請者名**と販売会社名の記載があり、売主と申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。
- ② CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている**車名・グレード**が確認できること。(印字されていない場合は、手書きでも可)
- ③ **車両本体価格及び支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。**(領収金額と確認します。)
- ④ 下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)

(2) 車両代金の支払いを確認する書類

**確認事項：申請者との契約の成立及び申請者による助成対象経費の支払完了**

- ① 領収書
  - ・ 宛名が**申請者と同一名義**であること。

《領収書について》

- ・ 請求書などに記載された**車両代金全額分の領収書**が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。
  - ・ ただし、下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、領収書は不要。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。
  - ・ 銀行振込の場合は、販売会社に領収証がない場合、銀行発行の振込証明書の写しを提出(振込金受取書等) ※ 入金証明書の類は領収証として扱いません。
  - ・ クレジットカード払いで領収書がない場合は、当助成金申請用に作成すること。
- ※ (注意)  
金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付してください。

② クレジット（所有権留保付ローン）で購入

- ・ クレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書は不可。契約番号が記載されているものが望ましい。少なくとも契約締結日が明記されていること。)
- ・ 申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。

(3) 申請車両を確認する書類 【自動車検査証記録事項、自動車検査証のコピー】

**確認事項：所有者、使用者、初度登録年月日、登録番号、使用の本拠の位置**

- ① 初度登録（新規登録）時のものを提出すること。
  - ※ 「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効
- ② 申請までの間に**登録番号変更**を行った場合は、変更後のもののみで可
  - ※ その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものが必要
- ③ 複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
- ④ 使用の本拠の位置の確認のため、「**自動車検査証記録事項**」を提出いただくようお願いいたします。(電子車検証のコピーでは不可です。)
- ⑤ **「所有者」名と「使用者」名は申請者名と同一であること**
  - ※ ただし、次の場合は例外として認める。

- 車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社、リース会社等となっている場合
- 申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合
  - ・ 「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り、
    - 1) 減免制度の適用を受けていることが確認できる書類（写し）  
→減免承認通知書、又は減免申請書（収受印のあるもの）
    - 2) 「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類（写し）  
→生計同一証明書、住民票

#### 【電子車検証について】

令和5年1月4日以降に初度登録された車両は電子車検証が発行されます。電子車検証は「所有者や申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出ください。

#### 《ダウンロード方法》

- ・NFC対応※のスマートフォン(iOS,Android)
  - ・PC(Windows)+ICカードリーダー
- 上記いずれかの方法で車検証情報の詳細事項をダウンロードする。  
(電子車検証の情報のみでは詳細情報確認ができないため)  
アプリのダウンロード詳細等は、以下を確認してください。

#### 【国土交通省 電子車検証特設サイト URL】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

#### 【車検証閲覧アプリの概要と事前準備】

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

※ NFC対応とは、かざすだけで周辺機器との無線通信を可能にする技術のこと。

※ 電子車検証及び車検証閲覧アプリが普及するまでのしばらくの間は、電子車検証発行時や更新時にICタグの内容も含めたすべての車検証情報が記載された自動車検査証記録事項が発行されるので、発行された自動車検査証記録事項のコピーにて提出も可能とする。



《記載事項の詳細》

(1) ～(3)はP7を参照してください。

(4) 申請者が確認できる書類

登記事項証明書の原本又はコピー（申請者の方がご用意ください。）

**確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**

- ① 本店住所並びに支店が東京都内であること。
- ② 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
- ③ **法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。**
- ④ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。  
※登記事項に掲載の無い申請の場合、以下の書類をご提出ください。
  - ・（原則）法人住民税納税証明書
  - ・（上記が提出できない場合）法人設立・設置届出書

(5) リース契約書

**確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること**

- ① リース契約成立後の契約書であること。
- ② リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号等）が記載されていること。
- ③ リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。
- ④ 申請者（借主）及び貸与元双方の印があるもの
- ⑤ **月々リース料金から助成金額以上が差し引かれているものを確認します。**  
⇒ リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、以下の方法にて書類をそろえてください。
  - ア 当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する  
⇒ イの特記事項記載できない場合、(9)の算定根拠明細書を添付。
  - イ 契約書の特記事項欄などに「補助金を均等相殺する」旨と月額の詳細が記載されているもの
  - ウ 契約書助成金額確定後もしくは入金後に助成金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出すること。

(イの特記事項例文)

【補助金に関する事項】

本契約のリース物件車両は、東京都における燃料電池自動車等の普及促進事業助成金の対象車であり、助成金〇〇円を受領した場合には、月額リース料に均等相殺します。

リース料金総額(税抜き)	補助金無し	●●円
	補助金有り	△△円
月額リース料金(税抜き)	補助金無し	●●円
	補助金有り	△△円
	2回目以降	●●円

(6) 誓約書（第2号様式）

⇒ 貸与先のものが必要です。

(7) 貸与料金の算定根拠明細書

（リース契約書で助成金相当額以上が差し引かれており、かつ契約書に申請者（借主）及び貸与元双方の印がある場合は、(9)は不要です。）

**確認事項：リース料金から東京都の助成金が差し引かれていること**

- ① 借主（申請者）の住民票若しくは印鑑証使用者を貸与先と明記
- ② 氏名と一致すること。
- ③ 誓約書（第2号様式）の署名又は記名と一致すること。

## ■ 貸与先書類

《貸与先が個人》

- (8) 貸与先の住民票または印鑑証明書の原本又はコピー（**申請者の方**がご用意ください。）

**確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**

- ① マイナンバーが記載されていないこと。又は、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

《貸与先が個人事業主》

貸与先の住民票又は印鑑証明書の原本又はコピー（申請者のもの）

- ① マイナンバーが記載されていないこと。または、黒塗りされていること。
- ② 住所が東京都内であること。
- ③ 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。

※都外在住の場合、下記のいずれか

- ・（原則）納税証明書
- ・（上記が提出できない場合）東京都の開業届若しくは確定申告B

《貸与先が法人の場合》

- (9) 貸与先の登記事項証明書の原本又はコピー

**確認事項：申請者が都内に住所を有しているか**

- ① 本店住所並びに支店が東京都内であること。
  - ② 申請受付日から3か月以内に発行されたものであること。
  - ③ **法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。**
  - ④ 申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。
- ※登記事項に掲載の無い申請の場合、以下の書類をご提出ください。
- ・（原則）法人住民税納税証明書
  - ・（上記が提出できない場合）法人設立・設置届出書

(1)～(9)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

## 4 最終チェックリスト

以下の書類を最後にご確認ください。確認後、チェックすることができます。チェックリストとしてご活用ください。

✓	法人申請書類
✓	<p>第1号様式その2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 登記事項証明書の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。</li> <li>➤ 自動車検査証の使用者の住所・氏名と申請者情報は一致していますか。</li> <li>➤ 請求書及び領収書の宛名と申請者名は一致していますか。</li> <li>➤ 振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード）と記載されている口座情報は一致していますか。</li> <li>➤ 記入漏れはありませんか。</li> </ul>
✓	<p>第1号様式その4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 助成対象自動車と一致していますか。（請求書のメーカー名・車名・グレード・型式と整合していますか。）</li> <li>➤ 自動車検査証の車台番号と記載情報は一致していますか。</li> <li>➤ 増額申請する場合は、増額申請方法にチェックされていますか。</li> <li>➤ 記入漏れはありませんか。</li> </ul>
✓	<p>自動車検査証のコピー又はPDF（申請者が所有者及び使用者であること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」をダウンロードの上、ご提出く</li> </ul>

	ださい。※P15 参照
	請求書等のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宛名は申請者と一致していますか。</li> <li>➤ 車両本体価格がわかりますか。(下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する場合、現金支払い分とは別に明記されておりますか。)</li> </ul>
	領収証等のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 発行者は請求書発行者と一致していますか。</li> <li>➤ 請求書の金額以上か。(車両本体価格以上の支払いが確認できますか。)</li> <li>➤ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金を後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書</li> <li>➤ 振込等で領収書がない場合、金融機関発行の振込金受取書等代用書類を添付してください。</li> </ul>
	第1号様式その5 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ すべての項目の確認の上、チェックを記載してありますか。</li> <li>➤ 記名されていますか。</li> </ul>
	<b>登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）コピー（申請者のもの）</b>
	<b>第2号様式（貸与先の誓約書）</b>
	<b>リース契約書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請者及び貸与先双方の印があるもの（契約締結が確認できるもの）</li> <li>➤ リース料金から助成金額以上が差し引かれている記載があるもの  ※リース契約書で助成金額以上が差し引かれていない場合、当該金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、当該金額をリース料金から差し引く旨を明記した覚書等を申請者及び貸与先で締結のうえ提出してください。</li> </ul>
	<b>貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）</b> リース契約書で助成金額以上が差し引かれてあり、かつ契約書に申請者及び貸与先双方の印（契約締結が確認できるもの）がある場合は省略可）
	<b>（貸与先が個人の場合）住民票もしくは印鑑証明書のコピー</b> 算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること。
	<b>（貸与先が個人事業主の場合）住民票もしくは印鑑証明書のコピー</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること。</li> </ul> ※都外在住の場合、次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・（原則）納税証明書</li> <li>・（上記が提出できない場合）開業届もしくは確定申告B</li> </ul>
	<b>（貸与先が法人の場合）登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）のコピー</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 算定根拠明細書に入力した住所、氏名と一致していること。</li> </ul> ※登記事項証明書に都内事業所等の記載がない場合、下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・（原則）法人住民税納税証明書</li> <li>・（上記が提出できない場合）法人設立・設置届出書</li> </ul>
	<b>（貸与先が法人で）当該法人の役員・従業員が車庫証明を取得している（車検証の使用が役員・従業員となる）場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書  （使用者が役員で、登記事項証明書に役員名の記載がない場合）</li> <li>・法人と申請車両の使用者の関係がわかる書類</li> </ul>

## IX 助成金を申請後に必要なこと

## 1 助成事業の経理（交付要綱第 18 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱表 2 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限期間（IX 8 (2) 参照）を超過するまでの期間保存してください。

## 2 調査等（交付要綱第 19 条）

被交付者は本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

## 3 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第 3 号様式）を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 5 号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

## 4 交付決定の取消し（交付要綱第 12 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

本助成金の返還（交付要綱第 13 条）、違約加算金（交付要綱第 14 条）、延滞金（交付要綱第 15 条）等については交付要綱をご確認ください。

## 5 軽微な変更

- (1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があつた場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）
- ・申請者の住所変更
- ・自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・リース契約に関する変更（再リースなど）

- (2) 以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・助成対象者の「一般乗用旅客運送事業者」についての要件を満たすこと。
- ・車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること。

- (3) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書（クール・ネット東京のHPでダウンロード可能）
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・その他の変更が確認できる公的書類の写し

## 6 処分にあたる変更

以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。処分の手続については 10 以降をご確認ください。

- (1) 助成対象者の「都内」の要件を満たすこと。  
 個人事業主：個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。  
 法人：法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること・  
 リース事業者：貸主が上記要件を満たすこと・
- (2) 車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること・

## 7 処分（交付要綱第 17 条）

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。

処分の例は以下のとおりです。

処分の例	処分の基準日
申請者又は貸与先住所の都外への変更	登記簿等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む。）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

## 8 処分の制限（交付要綱第 17 条）

- (1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む。）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別に公社が指定

- (2) 本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

FCV（交付要綱 別表第 3 第 17 条及び第 18 条関係）

区分	処分制限期間
燃料電池自動車（燃料電池タクシーを除く。）	4 年
燃料電池タクシー	3 年

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

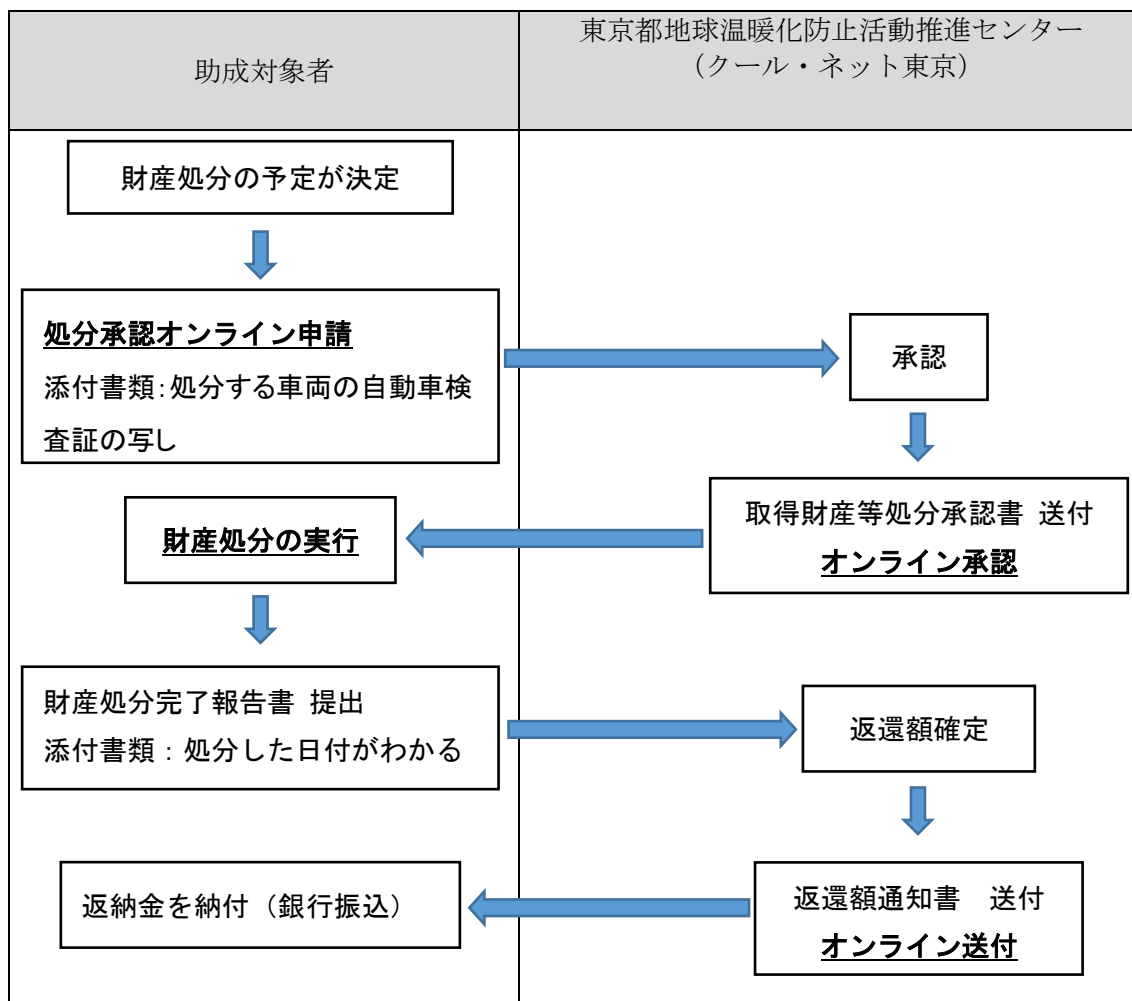
- (3) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、次ページのフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

- 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のHPからダウンロードできます。
- 承認申請の提出先は、助成金申請のときと同じです。
- クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- 承認申請書の到達から承認通知まで 1～2 週間程度かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から 2 週間以上空けてください。
- 承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合が

あります。ご注意ください。

9 処分の手続き（交付要綱第 17 条）

- (1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- ① クール・ネット東京のHPからオンライン申請することができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。
- ② 郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ③ クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ④ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

(2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\ast 1) = \text{助成額} \times \left( 1 - \frac{\text{経過期間}(\ast 2)}{\text{処分制限期間}(\ast 3)} \right)$$

- ※1 千円未満切り捨てです。
- ※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。  
(例) 10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。
- ※3 処分制限期間も、月数で計算します。  
(例) 自家用車両は処分制限期間4年なので48ヶ月で計算します。
- ※4 処分制限期間と経過期間が一致する場合は、申請の必要はありません。

(3) 以下の場合は、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。なお、処分承認後に

免除申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体発行の罹災証明書</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）</li> </ul>
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書</li> <li>・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）</li> <li>・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの</li> </ul>
申請者（リースの場合は貸与先）死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する（相続人が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の除籍を証明する書類</li> <li>・申請者と相続人の続柄を証明する書類</li> <li>・変更後の車検証</li> <li>・リース契約書の承継契約書</li> </ul>
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クール・ネット東京が指定する書類</li> </ul>